

兵庫県公報

平成23年6月28日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第30号）

- 1 県営住宅の駐車場について、その整備状況等を踏まえ、供用開始の期日を見直すこととした。
- 2 次の県営住宅の駐車場を整備し、名称、位置等を定めることとした。

名称	位置	1区画当たりの月額の限度額
西脇蒲江住宅駐車場	西脇市蒲江	3,000円
山崎三谷住宅駐車場	宍粟市山崎町三谷	2,000円

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第30号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成23年6月30日」を「平成23年9月30日」に改める。

別表第5 赤穂湯ノ内鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

西脇蒲江住宅駐車場	西脇市蒲江	3,000
-----------	-------	-------

別表第5 一宮須行名鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

山崎三谷住宅駐車場	宍粟市山崎町三谷	2,000
-----------	----------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第5に西脇蒲江住宅駐車場の項及び山崎三谷住宅駐車場の項を加える改正規定は、平成23年7月1日から施行する。